

平成24年7月12日

内閣府特命担当大臣（防災）

中川正春様

全国知事会災害対策特別委員会

委員長 新潟県知事 泉田 裕彦

被災者生活再建支援法の見直しに係る緊急要望について

現行の被災者生活再建支援制度では、同一災害で被災しても、市区町村又は都道府県の全壊世帯数によっては制度が適用されない地域が発生するため、被災者間に不均衡が生じる。

例えば、平成24年5月6日に茨城県及び栃木県で発生した竜巻災害では、死者1名のほか、50名以上が重軽傷を負い、約2,000棟の建物が損壊するなど甚大な被害が発生したが、被害範囲が面的ではなく帯状であったため、市町村境などで被害が発生した場合、同じ災害による被害でありながら、市区町村又は都道府県の全壊世帯数の違いにより、支援対象となる自治体と対象とならない自治体が存在し、不均衡が生じている。

このような不均衡を是正するため、次のとおり、被災者生活再建支援制度を見直すよう要望する。

記

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。